



提出前に必ず
ご確認ください。

特定生産緑地指定申出チェック表

◎必ずチェック

- 第1号様式は、申出者は土地所有者ですか。複数の土地所有者がいる場合は、所有者ごとに一枚ずつ作成していますか。
- 第1号様式に印字されている内容を変更・修正する場合は、変更・修正部分に二重線を引き訂正印（実印）を押していますか。また、特定生産緑地指定を申し出る生産緑地の合計筆数（表面）を記入していますか。
- 第2号様式は、所有者以外（対抗要件を備えた地上権・賃借権、抵当権者等）の権利者ごとに作成していますか。
- 土地登記簿謄本（全部事項証明書）は、第1号様式で指定を申し出る筆全てについて、漏れなく添付していますか。
- 第1号及び第2号様式は、印鑑登録した実印を使用していますか。
- 印鑑登録証明書は第1号及び2号様式で押印した全ての実印について、漏れなく添付していますか。

○該当の場合のみチェック

- 【**土地区画整理事業中の場合**】
区画整理事業による仮換地指定中の土地については、仮換地地籍証明書が添付されていますか。
- 【**生産緑地の一部を特定生産緑地に指定する場合**】
分筆いただくか、地積測量図又は実測図等が必要となりますので都市計画課までご相談ください。
- 【**生産緑地指定以降に登記を変更されている場合**】
分筆等で登記情報が変更されている場合は、事前に都市計画課（又は集中受付時）に変更届を必ず提出してください。
- 【**登記内容と現在の内容が異なる場合**】
添付書類に記載された住所等が登記と異なる場合は、その関係を裏付ける書類等が必要になります。（住民票等）
- 【**相続手続中の場合**】
相続手続中の場合は、法定相続人が特定できる書面が必要になります。詳しくは、1ページ「1 提出書類〈注意事項2〉」を確認し、必要書類を添付してください。